

紀陽ダイレクト Web 申込サービス利用規定

第1条 サービスの内容

1. 紀陽ダイレクト Web 申込サービス（以下、本サービス）とは、お客さまご本人が、当行ホームページ上の受付画面より画面に指定する事項を入力し、送信することにより、次項に定める手続きのお申込みを行うサービスです。
2. 本サービスより利用できる手続き
本サービスでは、紀陽ダイレクトのお申込み、パスワード初期化、サービス初期化、解約のお手続きが可能です。

第2条 ご利用条件

本サービスは、本規定に同意いただき、申込対象となる普通預金口座をお持ちで、キャッシュカードを利用されている満 16 歳以上の個人のお客さまを対象としています。なお、紀陽ダイレクトの「お申込み」「サービス初期化」「解約」の手続きは、当行にお届けの住所が、現在のお住まいと異なる場合、ご利用はできません。ご利用環境は、当行所定の環境となります。また、臨時のシステムメンテナンス等の実施により、サービスの全部または一部がご利用できない場合があります。

第3条 本人確認

本人確認には、Web 口振受付サービス「本人確認オプション」を利用します。

1. お客さまは、本サービスの受付画面に口座番号やキャッシュカード暗証番号等の画面に指定する事項を入力し、送信してください。なお、「パスワード初期化」の手続きでは、上記に加えて、届出電話番号による本人確認を行います。
2. 当行は、前項の内容を受信し、当行が認識した事項と、当行に登録されている事項との一致を確認します。一致しなかった場合は、手続きの依頼が行われなかったものとみなします。なお、不一致が所定の回数を超過した場合、キャッシュカードをロックする場合があります。
3. 当行は、第 1 項の確認に加え、当行よりお電話で確認をさせていただく場合があります。

第4条 申込の変更、取消等

本サービスによる申込みの変更・取消しはできません。

なお、当行側にて受付を確認した時点で、同一人による複数のお申込みがある場合は、最新のお申込内容にて手続をいたします。

第5条 サービス内容の追加・変更・中止

当行は、本サービスの内容を追加・変更・中止することができます。この場合には、当行は実施日および実施内容等を当行ホームページに掲載する等により告知し、実施日以降は実施後の内容により取扱うものとします。

第6条 免責事項等

1. 本人確認

本規定第3条による本人確認手続きを経た後、本サービスの提供に応じた場合は、当行は利用者をお客さまとみなし、パスワード等に不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

2. 本サービスの作動に係る不具合等

本サービスのご利用に関して、作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等）により被る不利益、その他一切の不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切その責任を負いません。

3. 通信手段の障害等

次の各号の事由により、本サービスの取扱いに遅延、不能等があつても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

- (1) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピューターの障害または回線工事等のやむを得ない事由があった場合
- (2) 災害・事変、法令による制限、政府または裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があった場合
- (3) 公衆電話回線の通信経路において、盗聴等がなされたことにより、お客様の取引情報等が漏洩した場合
- (4) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があった場合

第7条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、関係する紀陽ダイレクト利用規定、Web口振受付サービス利用規定の定めにより取扱います。本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

第8条 規定の変更

- 1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第9条 譲渡質入れ等の禁止

本サービスに基づくお客様の権利および預金等の譲渡・質入れ等はできません。

第10条 準拠法・合意管轄

本規定の準拠法は日本法とします。本規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上